

策 定 年 月	平成23年 3 月
最 新 改 訂 年 月	平成27年 4 月

掛川市補助金見直し基準

企画調整課行革推進係

1 見直し基準策定の趣旨

補助金は、その効果的な活用により、地域活性化や産業振興など公共課題の解決に有効な手段となることから、これまで政策目的を効果的かつ効率的に達成する上で、重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、その交付が長期化し、既得権化の傾向が見受けられ歳出硬直化の一つの原因になっていることや、一方では市民、団体等の自立を阻害、弱体化を助長し、市長方針である「多様な担い手が公共サービスを支える仕組み」づくりに支障をきたしている面もある。

このことから、市行財政改革方針では、改革工程表において見直し推進項目に「補助金の見直し」を位置づけている。

また、市の財政運営に対して向けられる市民の目は年々厳しさを増してきており、個々の補助金の支出目的、補助の必要性、効果性など補助金のあり方自体の見直しが求められている。

都市経営は市民主権の時代の中で、市民、団体等の協働意識の高揚、市職員の意識改革、公平性、公益性、透明性の確保及び公共課題の解決に資する活動の支援が促進されるよう、見直しの方針、評価、情報公開の義務付けなど示した「見直し基準」を策定するものである。

2 補助金の定義

補助金は、市が団体、個人の行う特定の事務事業に対し、政策目的上の必要性を認めた場合に、その事務事業の実施に資するため、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うことにより、政策目的を効果的かつ効率的に達成しようとするものである。

公金の支出対象、範囲については、憲法８９条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、またはその利用に供してはならない。」とされている。

また、補助金の支出根拠は、地方自治法第２３２条の２に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助することができる。」と規定されている。

なお、この基準は、負担金・交付金についても通用し、個々の項目において適用が可能なものについては、適宜読み替えて適用するものとされている。

※参考

１９節「負担金、補助及び交付金」の定義

(1) 負担金

市が、法令、契約等に基づいて国や他の地方公共団体等との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するもの。

(2) 補助金

市が、特定の事業、活動を助長・奨励するために政策目的上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するもの。

(3) 交付金

本来、市が行うべき事業を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの。

3 現状における課題

(1) 補助金の長期化による既得権化

一度採択されると長期化することが多く、社会情勢等が変化しても見直しがなされていない状況が見受けられる。

(2) 交付団体等の自立化の阻害

交付団体等は、補助金への依存度を強め、自己財源の確保など自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になっている状況が見受けられる。

(3) 市職員の意識

補助金を支出すること自体が目的化し、本来の政策目的に対する貢献度、使途の妥当性、制度設計の適切性などの評価を行い、見直す意識が低い状況が見受けられる。

また、政策目的の達成のために市側から事業を奨励した経緯から、団体等との信頼関係が揺るぐことの懸念が見直し機運を阻害している。

4 見直しの方針

固定的経費の削減、改革目標の達成、市民主体のまちづくりの推進及び「人・金・時間」といった経営資源の有効な配分のために、「総量を減らす、効果が期待できる新規事業に転換する、業務量を減らし重要度の高い業務に人材を投入する」という考え方で、国県補助の有無に関係なく見直しを進める。

5 見直し重点項目

(1) 事業費補助への移行と団体等運営費補助の廃止

本来、補助金は、団体等が提出する事業計画に基づき実施される事業について、市が政策目的上の必要性を認めた場合に、その事業費を対象に交付するべきものである。

従って、団体等の自主・自立の観点から、団体等運営費は補助対象とせず、当該団体が実施する事業費のみを補助対象とする。現在、継続中の補助金に団体等運営費が含まれている場合は、第2次行財政改革プランの終期である平成28年度末までに補助対象から除外する。

(2) 見直し基準の策定

抜本的な見直しを行うため、市の補助制度に関し、補助期間、補助対象事業、補助率、終期を統一するとともに、支給目的に応じ必要な見直し方針を示す。

また、補助金の効果的・効率的かつ適正な運用を図るため、補助事業の効果性、補助対象者の適格性、補助対象事業の妥当性、制度設計の適切性などの評価基準をあわせて示す。

評価は、新規補助制度導入時の事前評価、年度終了時及び終期時の事後評価を義務付けるものとする。

(3) 終期の設定

補助が長期化する場合は、既得権化や自立化の阻害などの課題に繋がることから、国県の補助基準で補助期間が定められている場合などを除き 3 年以内とする。

(4) 情報公開

一層、補助金の透明性を確保するために、補助採択プロセスを含めて年度終了時の事後評価結果を情報公開する。

6 見直し基準の内容

(1) 補助期間

国県の補助基準等で期間に定めがある場合などや利子補給金を除き、3 年以内とする。

また、国県の制度による補助事業は、原則としてその制度の終了とあわせて市の補助を終了させ、国県補助金の代替として市費を追加しての継続は行わない。

なお、終期を迎えた補助金については、改めて事業効果や必要性等の観点から見直しを行い、行政による補助（支援）が必要か検討する。

(2) 補助対象事業

①国県の補助基準等で対象事業に定めのある場合などを除き、事業費に限定する。

②交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費、懇親会費など、事業の実施目的とは直接関係のない経費は補助対象としない。

○補助対象としない経費

(ア) 交際費・・・団体等を代表し、団体の利益のために外部団体等と行う交渉に要する経費。

(イ) 慶弔費

(ウ) 飲食費・・・団体構成員及び事業参加者等への飲食費や懇親会の経費。ただし、外部講師等へのお茶代は除く。

(エ) その他・・・上記以外で社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。
(例：親睦会費、視察旅行費など)

③継続中の補助金に団体等運営費が含まれている場合は、第 2 次行財政改革プランの終期である平成28年度末までに補助対象から除外するよう関係団体と調整すること。

(3) 補助率

①国県の補助基準、他市等と負担割合が定められている場合を除き、一般事業費補助は 2 分の 1 以内、福祉・高齢者事業費補助は 4 分の 3 以内、利子補給補助は当該貸付利率以内とする。

- ②国県補助を伴う事業にかかる市の補助は、合理的理由がない限り、上乗せ補助は行わない。
- ③団体等の決算において、繰越金の額が補助金額を超えている場合は、翌年度の補助金額の引き下げを行うとともに、補助の中止を検討する。
- ④個人を対象とする補助金については、市税の納付状況により交付制限を設ける。
- ⑤補助対象事業費が事業費予算に占める割合が10%未満の補助金は廃止する。

(4) 10分の10補助金及び委託事業的補助金の廃止

事業費の全額を補助金で賄う事業及び行政の代替・事務委託的な補助金は、直営（各細節への振り分け）若しくは委託料に変更する。

本来、市が実施すべき事業を団体が実施している場合など、補助対象団体が提供する役割などに対する対価として交付するものは、補助金ではなく、報償費、委託料又は負担金など本来の予算科目として措置する。

(5) 補助金の統合

政策目的に従い、補助対象者が同一の補助金は、統合（パッケージ補助）に変更する。

(6) 支給目的に応じ必要な見直し

次の区分に分類される補助金は、上記(1)から(5)の見直しに加え、次の見直しを行う。

①「社会的弱者の支援」

補助金以外の手段を含めて、より有効な方策がないか検討する。

②「行政の代替・事務委託」

委託化等の代替手段を検討するほか、資金支援の必要性を無くすよう制度の根本的な見直しを検討する。

(7) 評価の基準

新規補助制度の導入時、年度終了時及び終期時には、次の評価基準により評価を行い、制度導入の可否判断及び事業の継続、廃止等必要な見直しを行う。

①補助金の存在意義

- ・政策目的との合致度、事業実施目的の重要性、市の関与の妥当性、手法の妥当性

②補助金の制度設計

- ・補助対象者の妥当性、補助対象事業の妥当性、制度設計の適切性、事業費の妥当性

③補助金の運用

- ・事業の進捗、事業の有効性、補助対象者への措置、事業の改善努力

④総合評価

- ・補助金の意義・成果、補助金の問題点・解決すべき課題

7 補助金の執行

掛川市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定める事項を遵守し、補助金等に係る予算執行の適正化を維持することはもちろんのこと、補助対象事業の履行確認と事業経費に関する会計処理の適切性を検証するため、関係書類の審査・確認を行う際には、特に次の事項に留意する。

- ①補助金等交付申請書・実績報告書などに記載する経費は、単に事業費、調査費、一般事務費などとせず、具体的内容を明記させ、適正性を判断すること。
- ②当該補助金事業に係る領収書を規則第11条第3項の「その他市長が必要と認める書類」に該当するものとして完了報告時に添付させ、補助金の目的外使用がないことを確認すること。
- ③補助対象者の収支決算において、繰越金と補助金のバランスが適切に保たれているか検証すること。
- ④補助金の交付決定に際しては、規則第4条の規定に基づき、法令、予算等に照らしてその内容を厳格に審査すること。

この際、採択プロセスの透明化を図るため、「様式2号」により審査を行うこと。

8 補助金交付要綱の適切な管理

補助金交付要綱については、見直し基準により見直された内容に基づき改正すること。

また、毎年度の評価結果等に基づいて見直された内容は、必要に応じ反映し適切に交付要綱を管理すること。

9 情報公開の実施

一層、補助金の透明性の確保及び評価の充実などのために、評価結果については、市ホームページにより情報公開する。

- (1)年度終了時の補助金評価書（様式1号）及び補助採択チェック表（様式2号）【各年度6月】
- (2)終期時の補助金評価書（様式1号）【終期年度の次年度6月】

10 協議

新規補助制度を導入しようとする際は、様式1号により事前評価及び見直し基準等との整合性などについて企画調整課と協議を行った後に、財政課との財政協議を行うものとする。

11 施行日等

この基準は、平成23年3月1日から施行する。

この改訂は、平成27年4月30日から適用する。